表 ガイドラインの変更点

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(下線が変更部分)
P.1	日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会	日本コンピュータソフトウェア協会
Ⅳ. ソフトウエア製品に係る脆弱性関連情報取扱 3. IPA および JPCERT/CC の対応 (1) IPA 5)脆弱性関連情報の取り扱い	IPA は、脆弱性関連情報に関して、それに関する脆弱性情報が一般に公表されるまでの間は、発見者・JPCERT/CC・当該製品開発者以外の第三者に提供しないように適切に管理します。ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由がある場合、IPA は、守秘契約を結んだ上で、外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼することがあります。	IPA は、脆弱性関連情報に関して、それに関する脆弱性情報が一般に公表されるまでの間は、発見者・JPCERT/CC・当該製品開発者以外の第三者に提供しないように適切に管理します。ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由がある場合、IPA は、守秘契約を結んだ上で、独立行政法人 産業技術総合研究所などの外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼することがあります。
12)一般への情報の公表	IPA および JPCERT/CC は、共同運営する脆弱性対策情報ポータルサイト JP Vendor Status Notes (JVN) を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。	IPA および JPCERT/CC は、共同運営する脆弱性対策情報ポータルサイト Japan Vulnerability Notes (JVN) を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。
(2) JPCERT/CC 7)と 8)の間に追記	―	8)優先的な情報提供 JPCERT/CC は、届出がなされた脆弱性関連情報に関して、重要インフラに対し特に影響が大きいと推察される場合、IPA および製品開発者と協議の上、脆弱性情報の一般公表より前に、脆弱性関連情報と対策方法を、政府・行政機関や重要インフラ事業者等に対して優先的に提供することがあります。この際、発見者に対して、その旨を IPA を通じて通知します。重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、医療、水道、物流の各事業者が含まれます。なお、優先的な脆弱性関連情報の提供が情報の漏洩につながると判断される場合は、この限りではありません。
4. 製品開発者の対応 7)対策方法の周知	製品開発者は、対策方法を作成した場合、脆弱性情報一般公表日以降、それを利用者に周知してください。	製品開発者は、対策方法を作成した場合、脆弱性情報一般公表日以降、それを利用者に周知してください。望ましい公表の手順を、付録5に示します。
Ⅴ. ウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報取扱 3. IPA の対応 7)脆弱性関連情報の取り扱い	IPA は、脆弱性関連情報に関して、発見者・ウェブサイト運営者以外の第三者に提供しないように適切に管理します。ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由により IPA が外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼することがあります。この場合、IPA は守秘契約を結びます。さらに、下記 9)に関しては例外とします。	IPA は、脆弱性関連情報に関して、発見者・ウェブサイト運営者以外の第三者に提供しないように適切に管理します。ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由により IPA が独立行政法人 産業技術総合研究所などの外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼することがあります。この場合、IPA は守秘契約を結びます。さらに、下記 9)に関しては例外とします。
付録4の後ろに追記	―	付録5 ソフトウエア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル